平成２４年（フ）第３０３号
滋賀県高島市鴨川平２丁目３番地９
債務者　朝永美日子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１５号
大津市高砂町22番18号　101号
債務者　谷口　清治
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１６号
大津市高砂町22番18号　101号
債務者　谷口　初子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３０号
滋賀県湖南市下田1824番地30
債務者　大野斗史直
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３２号
滋賀県栗東市安養寺３丁目11番29―101号
債務者　山田　典子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７号
奈良県五條市岡口１丁目５番１号
債務者　長谷川秀哲
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第９８号
鳥取県鳥取市富安１丁目151番地　コーポＴ151―303号、旧住所京都府京都市中京区西ノ京南壺井町２番地
債務者　西尾　数貴（旧姓阪口）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６９号
広島県三原市西町２丁目４番16号
債務者　高畦　初子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
山口県下関市竹崎町３丁目５番25号　抱樸館下関207号、前住所山口県下関市小月小島１丁目３番11号
債務者　實川裕亜樹
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２５５号
愛媛県松山市千舟町７丁目11番地２　サクラメントハイツ502号
債務者　阿部　泰雄
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２７号
大分県臼杵市大字福良1914番地の１
債務者　後藤麻奈巳（旧姓佐藤・岡田）
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０４号
宮崎県都城市高野町3060番地
債務者　俵迫　達也
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第６３号
長野県諏訪市大字中洲3481番地２　岩波アパート３－Ｂ
債務者　北澤　　正
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１５０号
徳島県徳島市昭和町１丁目42番地　第２昌栄マンション411号室
債務者　髙岡　和廣
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１号
大分県速見郡日出町大字川崎837番地53、申立前の住所大分県国東市武蔵町糸原4129番地空港パークビルＡ棟207号
債務者　工藤健太郎
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
福井市文京７丁目20番17号　アットホーム202
債務者　岩佐千代子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
福井市北四ツ居町620番地　スカイコーポ401
債務者　西口由美子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係